

令和
8年

無料

県内高校生向け

ネットトラブル

出前講座

日程

令和8年9月～
令和9年2月

講師

大学生2名程度
(ソーシャルメディア研究会
所属。詳細は裏面参照)

テーマ(予定)

- ① ネット依存
- ② 誹謗中傷
- ③ ネットいじめ

講座(1コマ)の流れ(例)

アイスブレイク	5分
動画を用いた事例学習	40分 (3テーマ)
動画視聴	
意見交換 (ワークショップ型)	
動画の解説	5分
まとめ	
合計	約50分

開催回数

全50回程度

※応募多数の場合は抽選

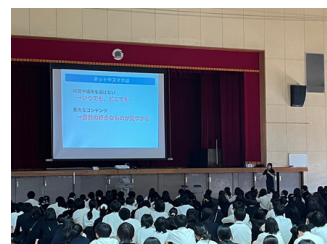
受講人数

幅広く対応可

動画イメージ



講座イメージ



実施主体：兵庫県（県民生活部総務課人権推進室、男女青少年課）
兵庫県教育委員会事務局人権教育課
（一社）ソーシャルメディア研究会

○ソーシャルメディア研究会とは

関西を中心に、ネット問題をテーマに青少年と大人の架け橋になる活動を行う、約70名の大学生主体の団体です。

子どもの安全なスマホ・インターネット利用をテーマとした出前授業（年間約300回）やスマホサミット、保護者向け講演などを実施しています。

代表理事：兵庫県立大学環境人間学部 教授 竹内 和雄氏



公立中学校で20年間、生徒指導主事等を担当。ネット問題、いじめ等、課題を持つ子どもへの対応方法を研究。総務省「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会」座長。2022年、文部科学省「生徒指導提要」（改訂版）の執筆に携わる。

○講座のコンセプト

AI時代の子どもたちのために

AIが社会に浸透し、GIGAスクール構想のもと小学校1年生から情報端末を活用する時代となった今、従来の「制限・禁止」を前提とした対策ではなく、「利活用」を前提としたネットトラブル対策が求められています。

大学生等による講座運営

本講座では、高校生と年齢の近い大学生が、講座資料の作成、講師としての講座運営を担当します。

動画教材は、実際に起きたネットトラブルをもとに大学生が自ら作成し、子どもたちが自分事として考えられる内容としています。

○申込方法

別紙「令和8年度 ネットトラブル出前講座 希望調査票」に必要事項を記入し、下記事務局までメールで送付してください。

事務局

兵庫県教育委員会事務局人権教育課 指導・事業班 上田

Mail : jinkenkyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

TEL : 078-362-3792

インターネット人権侵害防止条例 概要

「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」

(R7.12.15公布、R8.1.1施行)

基本的考え方

- SNSをはじめとする**インターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害**が深刻な社会問題となっている
- そうした中、国も法律を改正し、**情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）**を制定（R7.4.1施行）
→大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の措置が義務付け
- 県としても、**取り組むべき施策や関係者の責務を明確化**するため、新たに**条例を制定**

＜県として取り組むべき施策＞

- ① **啓発等の実施** →誹謗中傷等を行わないことを県民の責務として明記
- ② **相談体制の整備** →情プラ法に基づく権利救済が図れるよう、被害者の方に寄り添った支援を実施
- ③ **不当な差別への対応** →主に集団に向けられる不当な差別は、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされずに放置され、差別を助長・誘発するおそれが強いことから、県が削除要請・発信者への行政指導を実施

条例の構成

○ 前文

社会全体でインターネット上の人権侵害防止の取組及び被害者支援を推進

○ 責務（第2条～第5条）

県：人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の実施

県民：誹謗中傷等を行わない等

事業者：人権侵害行為防止・被害者支援の必要性の理解等

市町：地域の実情に応じた施策の実施等

○ 啓発・教育等の実施（第6条）

人権尊重の理念に対する理解を深め、リテラシー向上に取り組む等、人権侵害の防止に向けた啓発、教育その他の施策を実施

○ 相談等の支援（第7条）

被害者の心理的負担の軽減等のため、相談支援体制を整備。削除要請の方法の助言、専門窓口の紹介等

○ 不当な差別への対応（第8条～第12条）

不当な差別情報のモニタリング、削除要請、発信者への行政指導

表現の自由に配慮し、予め基準を策定・公表するとともに、実施状況を毎年度公表

○ 行財政上の措置等（第13条）

施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずる

「STOP ネット暴力」啓発キャンペーン

チラシ・リーフレット等は
こちら



令和8年1月1日に施行した**インターネット人権侵害防止条例**の制定を踏まえ、分かりやすい**イラストやアニメーション**を活用した集中的な啓発等を実施します

＜ポスター＞

チラシ・ポスター・リーフレットによる啓発

インターネット上の人権侵害防止に向けた啓発や条例内容の周知のための**チラシ・ポスター・リーフレット**を作成し、県内の高校や大学、県・各市町の公共施設等に配布・掲示

アニメーション動画による啓発

インターネット利用のリテラシー向上に向けた**アニメーション動画**を作成し、ゴールデンウィークや夏休み、冬休み期間などの**長期休暇に集中的に各種媒体で発信**

- **SNS広告** X、YouTube、Yahoo！
- **デジタルサイネージ** 神姫バス車内、バスターミナル（三宮・姫路）

※ 県公式SNS（X・YouTube等）、県HP 常時掲載

＜アニメーション動画配信スケジュール（予定）＞

R8									R9		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1弾 GW 4/25～5/6				第2弾 夏休み 7月～9月					第3弾 冬休み 12月～1月		第4弾 春休み 2月～3月



アニメーション動画の概要

動画の再生は
こちら



60秒のメイン動画と、深刻な社会問題となっている4つのテーマについて、動画を作成し、SNS広告やデジタルサイネージで配信します

動画テーマ	訴求したい内容	動画イメージ（抜粋）
STOPネット暴力 「書かず、広げず、立ち止まる」 （60秒）	- 令和8年1月にインターネット人権侵害防止条例が施行されたこと - 兵庫県が啓発、相談支援、不当な差別への対応に取り組んでいること	
匿名の誹謗中傷 「正直、ここまで大事になるとは思っていませんでした」 （49秒）	匿名での投稿であっても発信者が特定され、侮辱罪等の罪に問われることがあること	
情報拡散による誹謗中傷 「誰かの投稿を信じただけでした」 （56秒）	- 他人を誹謗中傷する投稿を拡散した者も名誉毀損罪等に問われることがあること 災害時のデマや誤情報の発信・拡散も人命にかかわる重大な問題であること	
不当な差別による人権侵害 「みんな書いてたから大丈夫だと思ってました」 （39秒）	人種・性別・性的指向などを理由とする差別的言動は、名誉毀損に当たること	
プライバシーの侵害 「ただ写真を投稿しただけなのに」 （49秒）	個人情報に関する安易な投稿で、プライバシーが侵害され、危険にさらされる人がいること	

インターネット人権侵害防止に向けた取組（令和8年度）

啓発等の実施

区 分	実施内容
STOPネット暴力啓発キャンペーン 	県民に分かりやすい イラストやアニメーションを活用 し、 条例制定を契機 とした集中的な啓発を展開 ▶ チラシ・ポスター・リーフレット ：高校・大学、公共施設等に配布 ▶ アニメーション動画 ： SNS広告 （X、YouTube等）や デジタルサイネージ （バス車内、バスステーション）で配信
プロスポーツとの連携による啓発	スポーツ選手への誹謗中傷が問題となっていることも踏まえ、県民に対し訴求力ある プロスポーツ選手を活用 した啓発を実施（夏頃以降順次実施） ▶ プロスポーツ選手の啓発メッセージ をSNS等で発信 ▶ イベントや大型店舗、スポーツ会場等で 啓発グッズの配布等
ネットトラブル出前講座	県内大学生との連携 により、県下の 高校生を対象とした出前講座 を実施（9月以降順次実施）

相談体制の整備

区分	時間	場所	内容
専門相談員	月～金曜 9～17時	県人権啓発協会 (のじぎく会館)	人権侵害に係る相談全般、専門相談機関の紹介等
弁護士	木曜 15～17時		SNS上の誹謗中傷等に係る法的手続の助言等

※ 被害者救済体制の強化：**相談員等のスキルアップ**（弁護士等による事例学習会等）や**LINE相談**（R9.1月～）を実施

不当な差別への対応

モニタリング等で把握した不当な差別的投稿等について、悪質なものはプラットフォーム事業者等への**削除要請**を実施